

通学定期券のお取扱いについてのお知らせ

2020年5月
JR東日本 水戸支社

6月には通学定期券の払いもどしおよび再購入が多く発生し、駅の混雑が予想されます。
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、密を回避するという観点から、駅の混雑緩和のために通常登校日以前のお手続きや事前のご確認にご協力をよろしくお願い申し上げます。

1 定期券の発売について

- (1) ご利用開始日の14日前から発売しています。
- (2) クレジットカードでのご購入の場合は、カード名義人様のご利用にて暗証番号が必要です。

2 定期券の払いもどしについて

- (1) 払いもどしは「みどりの窓口」で行います。
- (2) 払いもどしの際は、ご本人様確認のできる学生証や保険証等をお持ちください。
※写真の貼付の無い学生証は、有効な公的証明書とはなりませんのでご注意ください。
- (3) 払いもどす定期券をクレジットカードでご購入されている場合は、ご購入時のクレジットカードが必要です。カードの名義人様がお手続きをお願いします。
- (4) 未成年者の定期券を記名人本人の親権者が払いもどしをする場合は、記名人本人との関係性を確認できる、保険証等も必要です。

3 その他

定期券申込用紙や払いもどしに関する詳細については、当社ホームページにてご確認ください。

※ご確認方法

- ①『JR東日本 [検索](#)』にてJR東日本のホームページを検索してください。
- ②トップページに、【新型コロナウイルスの関連のお知らせ】があります。
- ③「[■きっぷの取扱い等について](#)」の「[新型コロナウイルス発生に伴う定期乗車券についてのご案内](#)」にてご確認いただけます。

新型コロナウイルス発生に伴う定期乗車券についてのご案内

- I. 定期乗車券の払いもどし・新規ご購入に関するご案内
- II. 新型コロナウイルス発生に伴う定期乗車券の払いもどしの特例
 - (1) 「**通学定期乗車券**※（大学生等相当の通学定期乗車券を除く）」の取扱い
 - ※ 当該通学定期券の有効期間中に 2020 年 2 月 28 日を含むものに限る
 - (2) 「**通勤定期乗車券**」又は「(1)以外の通学定期乗車券」の取扱い
- III. 通学定期乗車券ご購入時の通学証明書等の取扱いについて

I. 定期乗車券の払いもどし・新規ご購入に関するご案内

- **新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、定期乗車券（通勤・通学）を一定期間ご利用にならなかった場合の旧定期乗車券の払いもどしは、新規の定期乗車券のご購入前又はご購入と同時に**お済ませください

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う臨時休業や休校等に伴い、通勤・通学定期乗車券を一定期間ご利用にならなかった場合の払いもどしは、新たに定期乗車券をご購入になる前又はご購入と同時に窓口でお済ませいただきますようお願いいたします。

有効期間が終了した（まだ払いもどしをお受けになっていない）Suica 定期乗車券と同一の Suica カードを使用し新たな定期乗車券を購入（上書き）された場合、旧定期乗車券の情報は消去され、払いもどしをお受けいただくことはできません。

※ 既にご利用になった期間により、払いもどし額が無い場合がございます。詳しくは「II. 新型コロナウイルス発生に伴う定期乗車券の払いもどしの特例」をご覧ください。

- **新規の定期乗車券のご購入には、あらかじめお求めになる区間等を入力・予約いただける「ネット d e 定期」（インターネット定期券申込サービス）**をぜひご利用ください

パソコン・スマホや携帯電話からの簡単操作で、事前にインターネットで申込みを完了しておく、JR 東日本の駅の指定席券売機または JR 東日本の駅のみどりの窓口で定期乗車券をスピーディーにご購入 & お受取りになることができます。

旧定期乗車券の払いもどしと同時に新規の定期乗車券をお求めの場合であっても、購入申込書の記入を省略できます。

インターネット定期券申込サービス

ネット d e 定期

はこちら

<https://www.jreast.co.jp/net-de-teiki/>

- ネット d e 定期のご利用時以外でみどりの窓口で新規の定期乗車券をお求めになる際は、「**定期乗車券購入申込書**」の**事前のご記入・ご持参のご協力**をお願いいたします。混雑緩和へのご理解とご協力をお願いいたします。

政府による非常事態宣言の解除に伴い、定期乗車券の払いもどしや新規にご購入をされるお客さまによる「**みどりの窓口**」の混雑が予想されます。通学定期乗車券は JR 東日本各駅の「みどりの窓口（又は一部の駅の券売機）」でお求めいただけます。

密集・密接を防止するほか、お待ちいただく時間の短縮のため、「みどりの窓口」で定期乗車券をお求めになる際は、「**定期乗車券購入申込書**」の**事前のご記入・ご持参**にご協力をお願いいたします。

「定期乗車券購入申込書」は、**右のリンクからダウンロード**いただくほか、「みどりの窓口」に設置しています。

定期乗車券購入申込書 様式
(通勤定期券・通学定期券兼用)

印刷用 ダウンロード

※ A 4 サイズ等適宜の用紙に印刷・記入し切り取り線でカットしてご持参ください
※ 通勤・通学定期券どちらのご購入にもご利用いただけます

II. 新型コロナウイルス発生に伴う定期乗車券の払いもどしの特例

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、定期乗車券（通勤・通学）を一定期間ご利用にならなかった場合の旧定期乗車券の払いもどしは、新規の定期乗車券のご購入前又はご購入と同時に済ませてください。なお、払いもどし額等のご不明点については、駅窓口の係員におたずねください。

(1) 「通学定期乗車券[※]（大学生等相当の通学定期乗車券を除く）」の取扱い

※ 当該通学定期券の有効期間中に 2020 年 2 月 28 日を含むものに限る

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため実施された休校措置のため、通学定期券（新幹線定期券「FREX パル」を含みます。）を払いもどしされるお客さまについては、**2020 年 2 月 28 日～同年 5 月 25 日の間の日を有効期間に含むもの限り、特例により、2020 年 2 月 28 日以降の最終登校日を最終使用日とみなして 1 カ月単位で計算した額を払いもどし（所定の手数料がかかります）**いたします。

ただし、それ以降に当該通学定期券（Suica 定期券についてはチャージのご利用も含む）を使用した場合は対象外となります。

この取扱いによる払いもどしは、2021 年 5 月 25 日まで（緊急事態宣言解除の翌日から起算して 1 年以内）に駅窓口でお受けください。

なお、払いもどしと同時に新規の通学定期券をお求めになる場合は、通学定期券購入兼用証明書又は学年（在学期間）が確認できる学生証をご持参ください。

定期券の払いもどし額の計算方法

- 2020 年 2 月 28 日以降の最終登校日を、対象となる通学定期券の最終使用日とみなします。

- ① 最終登校日（例：2/28）以降、定期券の残りの有効期間が 1 カ月未満の場合
⇒ 払いもどし額はありません。
- ② 最終登校日（例：2/28）以降、定期券の残りの有効期間が 1 カ月以上ある場合
⇒ 以下の計算式により払いもどし額を算出いたします。ただし、払いもどし額がない場合もあります。

払いもどし額 = 所定の定期運賃（券面の金額） - 使用済み月数に相当する定期運賃 - 手数料 220 円

【使用済み月数に相当する定期運賃】

使用済み月数に相当する定期運賃は、お手持ちの定期券の同一区間・経路のそれぞれ 1 カ月または 3 か月の定期運賃を組み合わせて算出します。1 カ月未満の日数は、1 カ月使用したものとして計算します。

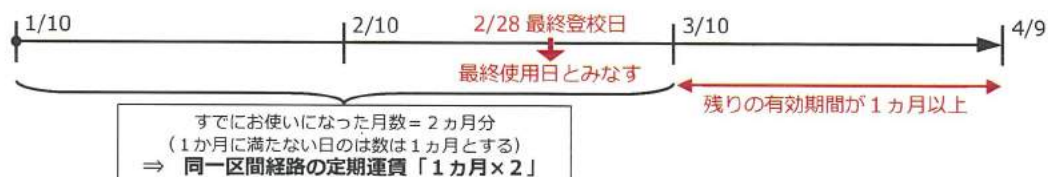
使用した月数	1 カ月	2 カ月	3 カ月	4 カ月	5 カ月
算出に使用する月数の組み合わせ	1 カ月	1 カ月×2	3 カ月	1 カ月+3 カ月	1 カ月×2 + 3 カ月

※ 新幹線定期券「FREX パル」及び有効開始日から 7 日以内の通学定期券は計算方法が異なる場合があります。

※ 定期券の払いもどし条件については、[こちら](#)も併せてご覧ください。

払いもどし額の計算例

- 2020 年 1 月 10 日から 3 か月有効の新宿⇄東京（中央線経由）通学定期券[高校生]で、2020 年 2 月 28 日を最終登校日として、以降休校となった場合
⇒ 2 月 28 日を最終使用日とみなし、発売額から既に使用した 2 か月分の定期運賃と手数料 220 円を差し引いた残額を払いもどし
⇒ 11,820 円（発売額） - (4,140 円[1 カ月]×2) - 220 円（手数料） = 3,320 円（払いもどし額）



(2) 「通勤定期乗車券」又は「(1)以外の通学定期乗車券」の取扱い

2020年4月7日に政府より特措法に基づく緊急事態宣言が発出されたことに伴い、通勤定期券又は大学生等相当（大学・短大・専門学校等）の通学定期券及び(1)以外の小中学校、高校、特別支援学校に通学する定期乗車券（新幹線定期券「FREX」「FREXパル」を含みます。）を払いもどされるお客さまについては、**2020年4月7日～同年5月25日の間の日を有効期間に含むものに限り、2020年4月8日以降当該定期券をご利用になっていない場合**、特例により次に掲げるうち該当する日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして、**1カ月単位で計算した額（当該定期乗車券の使用開始後7日以内の場合はご利用日数分の往復運賃を差し引いた額）を払いもどし（所定の手数料がかかります）**いたします。

ただし、当該日以降に当該定期券（Suica 定期券についてはチャージのご利用も含む）を使用した場合は、その最終使用日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして取り扱います。なお、この取扱いによる払いもどしは、2021年5月25日まで（緊急事態宣言解除の翌日から起算して1年以内）に駅窓口でお受けください。

【定期券の払いもどしのお申し出をしたものとみなす日】

- ① 2020年4月7日以前に有効開始となる定期券の場合
2020年4月7日
※ ただし、2020年4月8日以降の日に当該定期券を使用した場合は、その最終使用日とします。
- ② 2020年4月8日以降に有効開始となる定期券の場合
 - ア 定期券が未使用の場合
当該定期券の有効開始日の前日
 - イ 定期券を既に使用した場合
当該定期券を最後に使用した日

※ 定期券の払いもどし条件については、[こちら](#)も併せてご覧ください。

Ⅲ. 通学定期乗車券ご購入時の通学証明書等の取扱いについて

政府による非常事態宣言の解除に伴い、定期乗車券の払いもどしや新規にご購入をされるお客さまによる「みどりの窓口」の混雑が予想されます。**通学定期乗車券は JR 東日本各駅の「みどりの窓口（又は一部の駅の券売機）」でお求めいただけます**ので、混雑緩和へのご理解とご協力をお願いいたします。

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため各学校が休校となっていたこと等を事由として、次のいずれかに該当する場合は、通学区間と在学の確認ができた場合に限り、**当該通学証明書等の有効期間の延長がなされていないものとみなして通学定期券を発売いたします**。
 - ① 新年度に有効な通学証明書の発行若しくは証明書（通学定期乗車券購入兼用証明書を含む）の更新又は有効期間の延長を受けていない場合
 - ② 既に交付を受けた通学証明書の有効期間内が満了した場合
- 学生証及び通学定期券購入兼用証明書に貼付する写真については、当面の間省略を可能といたします。